

法務省民商第2654号

平成20年10月2日

法務局民事行政部長 殿

(除く東京)

地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

金融商品取引業者の登録に必要な資本金の額を満たしていないものの、金融商品取引業を行う旨を目的に掲げる株式会社の設立の登記の取扱いについて（通知）

標記の件について、別紙1のとおり東京法務局民事行政部長から照会があり、別紙2のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

1 法登記 1 第 1021 号
平成 20 年 9 月 25 日

法務省民事局商事課長 殿

東京法務局民事行政部長

金融商品取引業者の登録に必要な資本金の額を満たしていないものの、金融商品取引業を行う旨を目的に掲げる株式会社の設立の登記の取扱いについて（照会）

金融商品取引業を行う旨を目的の 1 つに掲げる株式会社の設立登記の申請において、当該株式会社の資本金の額が当該事業者の登録の要件として法令により定められた額に満たない場合であっても、当該株式会社が金融商品取引業者に紛らわしい商号を用いているものでない限り、これを受理して差し支えないものと考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

法務省民商第 2653 号
平成 20 年 10 月 2 日

東京法務局民事行政部長 殿

法務省民事局商事課長

金融商品取引業者の登録に必要な資本金の額を満たしていないものの、金融商品取引業を行う旨を目的に掲げる株式会社の設立の登記の取扱いについて（回答）

本年 9 月 25 日付け 1 法登記 1 第 1021 号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。